

千葉市公告第1004号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により千葉市公共下水道事業計画（中央及び南部処理区）を次のとおり変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公告します。

なお、その関係図書は、千葉市建設局下水道企画部下水道経営課において縦覧に供します。

令和5年12月8日

千葉市  
千葉市長 神谷俊一

- 1 下水道事業計画の種類  
千葉市公共下水道（中央及び南部処理区）
- 2 事業計画の変更にかかる土地の区域  
千葉市公共下水道（中央及び南部処理区）  
無し
- 3 変更内容
  - (1) 中央処理区  
事業計画期間の変更  
事業計画期間を令和5年度までから令和6年度までに変更する。
  - (2) 南部処理区  
事業計画期間の変更  
事業計画期間を令和5年度までから令和6年度までに変更する。
  - (3) その他  
下水道法改正に伴い、樋門等の点検方法及び頻度を記載するため、吐口調書を変更する。
- 4 完成予定年月日  
令和7年 3月31日
- 5 縦覧期間  
令和5年12月11日（月）から令和5年12月22日（金）まで  
ただし土・日曜日、祝日を除く
- 6 縦覧場所  
千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課（千葉市役所新庁舎低層棟3階）